第三・五条

資格の承認についての決定は、権限のある承認当局が事前に定める合理的な期間内に行うものとし、当該期間については、当該資格に係る全ての必要な情報が提供された時から計算する。承認が与えられない場合には、承認を与えることを拒否する理由が表明され、及び当該資格を有する者がその後の段階で承認を得るためにとり得る措置に関する情報が提供される。承認が与えられない場合又は承認について何らの決定も行われない場合には、当該資格を有する者は、合理的な期間内に、各締約国における適当な手続を通じて不服申立てを行う権利を有する。

第四章　高等教育を受ける機会を与える資格の承認

第四・一条

各締約国は、資格が取得された締約国における高等教育課程を受講するための一般要件と当該資格を承認することが求められている締約国における高等教育課程を受講するための一般要件との間に実質的な相違があることが明らかである場合を除くほか、自国の各高等教育課程を受講することができるよう、他の締約国によって付与された資格であって自国の各高等教育課程を受講するための一般要件を満たすものを承認する。

第四・二条

前条に規定する締約国による承認については、これに代えて、他のいずれか一の締約国において付与された資格を有する者が自己の要請によって当該資格の評定を得ることを可能にすることで足りるものとし、この場合には、同条の規定を準用する。

第四・三条

特定の高等教育課程への入学許可が、高等教育課程を受講するための一般要件に加えて特定の要件が満たされるか否かによるものである場合には、関係する締約国の権限のある承認当局は、他の締約国において取得された高等教育の資格を有する者に追加的な要件を課すること又は他の締約国において取得された高等教育の資格を有する者が同等の要件を満たしているか否かについて評定することができる。

第四・四条

学業修了証書を付与した締約国において当該学業修了証書を高等教育を受ける機会の前提としての追加的な資格試験と組み合わせることによってのみ高等教育を受ける機会が与えられる場合には、他の締約国は、これらの要件を自国における高等教育を受ける機会の条件とすること又は自国の教育制度においてこのような追加的な要件を満たすための代替的な措置を提示することができる。

第四・五条

特定の高等教育機関又は当該高等教育機関の高等教育課程への入学許可については、制限的又は選択的なものとすることができる。ただし、第四・一条から前条までの規定の適用を妨げない。高等教育機関又は高等教育課程への入学許可が選択的なものである場合には、入学許可の手続は、外国において付与された高等教育の資格の認定が前章に定める公平性及び無差別の基本原則に従って実施されることを確保するものとすべきである。

第四・六条

特定の高等教育機関への入学許可については、資格を有する者による当該高等教育機関における修学を有益なものとするため、その一又は二以上の教授言語その他特定の言語について当該資格を有する者が十分な能力を有していることを証明することを条件とすることができる。ただし、第四・一条から前条までの規定の適用を妨げない。

第四・七条

非伝統的な資格取得の形態により取得された資格であって、これにより一の締約国において高等教育を受ける機会が認められるものは、他の締約国において公正な方法で評定される。

第四・八条

各締約国は、高等教育課程への入学許可のため、自国の領域内で運営されている外国の教育機関によって付与された資格について、自国の法令が定める特定の要件又は自国と当該教育機関の本国である締約国との間で締結した特定の協定に基づいて承認することができる。

第五章　部分的な修学の承認

第五・一条

各締約国は、他の締約国の高等教育課程の枠組みの中で修了した部分的な修学を適当な場合には承認し、又は少なくとも評定する。承認するとは、当該修了した部分的な修学と承認が求められている締約国の高等教育課程の一部又は全部との間に実質的な相違があることが明らかである場合を除くほか、承認が求められている締約国の高等教育課程の修了のために当該部分的な修学を考慮に入れることをいう。

第五・二条

前条の規定は、非伝統的な資格取得の形態により行われた部分的な修学について準用する。

第五・三条

各締約国は、特に、次の場合において、部分的な修学の承認を容易にする。

(a)　次の(i)と(ii)との間に事前の合意がある場合

(i)　関連する部分的な修学に責任を有する高等教育機関又は権限のある承認当局

(ii)　求められている承認に責任を有する高等教育機関又は権限のある承認当局

(b)　学生が部分的な修学を修了した高等教育機関が、当該学生が当該部分的な修学のために定められた要件を満たしたことを証明する証書又は成績証明書を付与している場合

第六章　高等教育の資格の承認

第六・一条

各締約国は、承認についての決定が主に高等教育の資格によって証明される知識及び技能に基づくものである場合には、実質的な相違があることが明らかである場合を除くほか、他の締約国において付与された高等教育の資格を承認する。

第六・二条

前条に規定する締約国による承認については、これに代えて、他の締約国において付与された高等教育の資格を有する者が自己の要請によって当該資格の評定を得ることを可能にすることで足りるものとし、この場合には、同条の規定を準用する。

第六・三条

前二条の規定は、締約国の教育制度の枠組みの中で、かつ、当該締約国の規制に従って非伝統的な資格取得の形態により取得された高等教育の資格について準用する。

第六・四条

いずれかの締約国における他のいずれかの締約国において付与された高等教育の資格の承認は、次の結果のうち一又は二以上のものをもたらし得る。

(a)　承認が求められている締約国において当該締約国の資格を有する者に適用される条件と同じ条件に基づき、更なる高等教育（関連する試験を含む。）を受ける機会又は大学院課程の準備課程の受講

(b)　承認が求められている締約国の法令又は当該締約国内の管轄区域の法令に従った学術上の称号の使用

(c)　承認が求められている締約国の法令又は当該締約国内の管轄区域の法令に従った雇用の機会